



TEL 082-227-3331 FAX 082-227-3453 〒730-0005 広島市中区西白島町 17-18

労働保険事務組合 鯉城経営者協会

ホームページ <http://www.yoshidaroumu.com> E-mail yr@yoshidaroumu.com

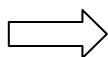
平成 29 年 9 月 1 日より厚生年金保険料率が変わります

● 厚生年金保険料率

平成 16 年の法改正により、厚生年金保険料率が毎年 9 月に 0.354% ずつ引き上げられ、最終的に平成 29 年 9 月以降は 18.3% で固定されます。

平成 29 年 8 月までの保険料率

1000 分の 181.82

〔 本人・会社負担分それぞれ
1000 分の 90.91 〕

平成 29 年 9 月 1 日からの保険料率

1000 分の 183.00

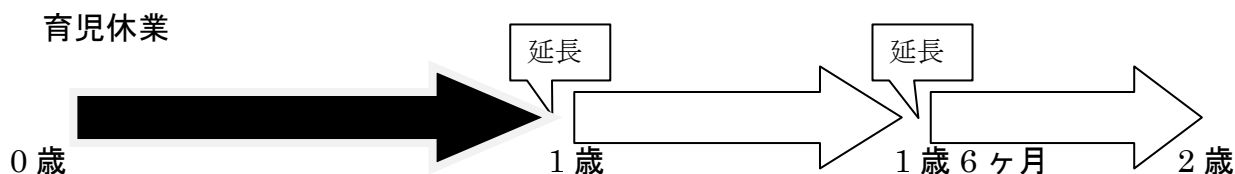
〔 本人・会社負担分それぞれ
1000 分の 91.50 〕

※ 平成 29 年 9 月 1 日以降に支払われる賞与にも上記変更の保険料率が適用されます。
給与では保険料の当月引（9 月分給与より）、翌月引（10 月分給与より）の会社があるため、後日、当事務所より変更月ならびに各人の保険料一覧表をお渡ししますので、ご確認ください。

保育園に入れない場合

2 歳まで育児休業が取れるようになります！

～ 平成 29 年 10 月 1 日から改正育児・介護休業法がスタートします ～



● 1 歳 6 ヶ月以後も、保育園に入れないなどの場合には、会社に申出ることにより、育児休業期間を最長 2 歳まで再延長できます。

● 育児休業給付金の給付期間も 2 歳までとなります。（詳細はハローワークまで）

* 事業主には、働く方やその配偶者が妊娠・出産したこと知った場合、個別に育児休業等に関する制度（育児休業中・休業後の待遇や労働条件等）を知らせる努力義務が創設されます。

* 未就学児を育てながら働く方が子育てしやすいよう、育児に関する目的で利用できる休暇制度を設ける努力義務が創設されます。

働き方改革について

最近話題の「働き方改革」についてポイントを挙げてみました。政府・労働者・使用者が一体となり、以下のような改革を迅速に進めていくことが必要となります。

【同一労働同一賃金など非正規雇用の処遇改善】

- ①基本給の均等・均衡待遇の確保
- ②各種手当の均等・均衡待遇の確保
- ③福利厚生や教育訓練の均等・均衡待遇の確保
- ④派遣労働者の均等取扱い

【賃金引上げと労働生産性向上】

- ①最低賃金の引上げ
- ②中小・小規模事業者の取引条件の改善
- ③賃上げに積極的な企業等の後押し
- ④生産性向上に取り組む企業等への支援

【罰則付時間外労働の上限規制の導入など長時間労働の是正】

- ①時間外労働の上限規制（原則月 45 時間かつ、年 360 時間、特別条項を追加して 36 協定を結ぶ場合も、年 720 時間以内）
- ②パワーハラスメント対策・メンタルヘルス対策
- ③勤務間インターバル制度導入

【柔軟な働き方がしやすい環境整備】

- ①雇用型テレワークのガイドライン刷新と導入支援
- ②非雇用型テレワークのガイドライン刷新
- ③副業・兼業の推進に向けたガイドライン等の策定

【女性・若者の人材育成など活躍しやすい環境整備】

- ①個人の学び直し支援の充実
- ②多様な女性活躍の推進
- ③就職氷河期世代や若者の活躍に向けた支援・環境整備

【病気の治療と仕事の両立】

- ①会社の意識改革と受入れ体制の整備
- ②主治医・会社・患者に寄り添う両立支援コーディネーターのトライアングル型のサポート体制を推進

【子育て・介護等と仕事の両立、障害者の就労】

- ①子育て・介護と仕事の両立支援策の充実・活用促進（男性の育児・介護等への参加促進）
- ②障害者等の希望や能力を活かした就労支援の促進

【雇用吸収力・付加価値の高い産業への転職・再就職支援】

再チャレンジが可能な社会としていくため、転職・再就職など新卒以外の多様な採用機会の拡大

【誰にでもチャンスのある教育環境の整備】

子供達が、家庭の経済事情に関わらず、希望すれば高校にも、専修学校、大学にも進学できる環境を整える

【高齢者の雇用促進】

将来的に継続雇用年齢等の引上げを進めていくための環境整備を行っていく

【外国人材の受入れ】

グローバル競争において、高度な技術、知識を持った外国人材のより積極的な受け入れを図る

※ 今号の詳細については、当事務所の担当者までお問い合わせください